

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び教育長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年12月3日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 井坂 新哉

## 1 県立障害者支援施設の民間移譲の方針を改めることについて

県は、県立障害者支援施設について、中井やまゆり園を独立行政法人化、三浦しらとり園と厚木精華園、さがみ緑風園を民間移譲、津久井、芹が谷、愛名やまゆり園は今後検討するとの方向性を明らかにしています。

私たちは、これまでも指摘してきましたが、県が支援現場を持つこと、地域の障害者福祉の中核的な役割を果たすこと、障害のある方への支援の専門的知見を集め、普及する役割などの点から、独立行政法人化や民間移譲をすることなく県直営で行う必要があると述べてきました。

10月31日に開かれた厚生常任委員会では、愛名やまゆり園の虐待問題に対する第三者委員会の中間報告が議論されましたが、その中で、愛名やまゆり園では、職員の欠員が恒常化していることから現場の支援者は日々の業務を回すことが精いっぱいであり、個別支援はおろか、日常の支援において全く余裕がない状態であり、綱渡りの支援の状況が続いていると報告されています。

県立障害者支援施設は、民間施設よりも重度の方が多い点から、指定管理者募集の際、以前、県が直営で行っていた際の職員数を確保するために県直営と同程度の支援員の配置を求めています。

民間移譲の方向性が示された三浦しらとり園では、国の報酬による配置基準では常勤換算で50人の人員配置のところを指定管理上は常勤換算で95.25人増やし、合計145.25人としています。その結果、2023年度は指定管理費約5億3200万円で運営しています。

また、厚木精華園では国の報酬による配置基準が常勤換算では34.5人のところを指定管理上は常勤換算で40人増やし、合計74.5人としています。その結果、2016年度の現指定管理者開始時は、指定管理費約1億8853万円で運営しています。

さらに、この他に指定管理者が独自に支援員の配置を上乗せしており、現在の厚木精華園の支援員の人数は、県の積算が常勤65人、非常勤6人の計71人に対して、常勤73人、非常勤10人の計83人と人員配置を厚くする計画と

しています。

これらの実態を考えると強度行動障害の方や重度知的障害者等を支援するためには、国の報酬による配置基準ではなかなか難しいところがあり、民間の知的障害者支援施設では、受け入れを拒否するケースもあるとのこと。

支援員の労働環境という点でも、賃金実態が他の産業よりも大幅に低い状況で支援員のなり手が少ないことなどもあり、民間施設で強度行動障害のある方や重度障害者を受け入れるには、一定程度の限界があると思います。

強度行動障害のある方や重度障害者の支援のためには県が積極的に支援をすること、または県が直営で施設を運営することが必要と思いますが、知事の見解を伺います。

そして、県立障害者支援施設の民間移譲の方針を改める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、国の報酬による人員配置の基準では民間施設の運営が厳しいことから、民間施設の支援員の配置を増やすことや労働条件の改善に県として取り組むことが必要と思いますが、知事の見解を伺います。

## 2 強度行動障害のある方への支援について

次に強度行動障害のある方の支援を確立するための県の役割についてです。

国立障害者リハビリテーションセンターによれば、強度行動障害とは、①自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、②他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことと定義されています。

また、強度行動障害は生まれつきの障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる状態としており、適切で専門的な支援を行うことで状態が改善することもあるとのこと。

強度行動障害の支援については、国の総合支援法に基づいて、行動障害の

程度を判定し、報酬加算が行われています。しかし、本当に適切で専門的な支援を必要としているのかどうかを判断することが難しく、全体を把握することが難しいとのこと。まずは県として強度行動障害のある方が県内でどれだけいるのかを把握し、適切な支援につなげていくことが必要と考えます。

私は、先日厚生常任委員会の視察で、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に行き、強度行動障害のある方の支援について話を聞きました。

のぞみの園では、約20年前から自閉症の方や著しい行動障害のある方へ専門的に支援する部署をつくり、支援を提供するほか調査研究に取り組んでいます。

この寮では、入所期限を2年間の限定とし、個人のアセスメントをする中で支援方法を確立し、地域の支援施設で生活ができるようにするとのことでした。とりわけ、この施設に来る方の多くが、民間施設で受け入れ拒否をされた方や精神病院で身体拘束などをされていた方などが多いとのことでした。

現在、厚生労働省も強度行動障害のある方への支援に関して研修会を開いて支援者の育成に取り組んでいるほか、民間施設でも取り組みが始まっているところもあるようですが、なかなか広がっているとは言えない状況で、著しい行動障害のある方の入所を拒否するケースも多いとのこと。

私たちは、強度行動障害のある方を責任をもって支援し、地域生活に向けて取り組むことは公的機関の重要な役割だと思います。

まず、県として県内の強度行動障害のある方を把握し、適切な支援が受けられるように支援の強化を図る必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、県として民間の知的障害者施設で受け入れを拒否された方や精神病院に入院を余儀なくされている方の支援を確立するための体制をとり、実践するとともに支援を実践する専門的知見を持った人材を育成し、民間事業者にも広げていくことが重要と思いますが、知事の見解を伺います。

そして、県民は他県の施設にお願いすることなく、県内で生活できるように責任をもってサービス提供体制を拡充することが重要と思いますが、知事の見

解を伺います。

### 3 子どもの意見表明の具体的な取り組みについて

今議会に提案されている「神奈川県こども目線の施策推進条例」は、これまでの「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

この条例案には、私たちがこれまで繰り返し求めてきた子どもの権利条約を具体化する条例制定につながるものとして、とても意義のある条例と考えています。

今後、知事部局をはじめ教育委員会など、県の関係部局がこの条例の理念を踏まえ、具体的な施策を実践していくことが重要になると思います。

そういった観点から今回は、学校現場における子どもの意見表明権に係る取り組みについて伺います。

この条例には子どもの意見表明や社会参画の機会の確保、意見の反映及び結果の伝達について、第2章(基本的施策)の最初である第9条に位置付けています。

教育現場は、日々子どもたちが生活し、学習する場であるとともにいろいろな活動に参加し、社会経験を積む場でもあり、ここでの意見表明の機会を確保することやその意見を反映させることは非常に重要です。

私たちはこれまでも校則の問題などを取り上げながら、日常生活の中で児童生徒の意見を反映することを求めてきました。

現在、小・中学校では児童会や生徒会などの活動が進められ、児童生徒の意見を反映するように努めていると思いますが、今後、この条例制定を機会に改めて県としても意見表明の機会を広げるとともにその意見を反映するように努める必要があります。

そこで、県教育委員会として子どもの意見表明の機会を広げ、その意見を校則を含めた日常生活に反映させることについて、市町村教育委員会をはじめ各義務教育学校に助言するとともに、この条例を周知する必要があると思います

が、教育長の見解を伺います。

また、県立高校においても子どもの意見表明の機会確保と意見の反映、そして結果の伝達についてさらに進めるための取り組みが必要と思いますが、教育長の見解を伺います。

さらに、この条例は県条例ですので、県内の私立の学校にも、この意見表明権の機会確保等について取り組んでもらうことが重要と考えます。今後私立学校に対してこの条例を普及し、取り組みを促していく必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

#### 4 原子力空母ジョージ・ワシントンの再配備について

11月22日に原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀港に再配備されました。長期の改修では原子炉の燃料棒の交換をはじめ、ネットワークシステムやレーダーの近代化、対魚雷防御 SSTD の装備といった防御システムの機能が高まったほか、艦載機として最新鋭戦闘機の F35C が 14 機、オスプレイが 4 機配備されるとのことです。

この再配備により、横須賀に駐留する米海軍の機能が強化されるとともに他国への攻撃能力が高まることとなります。

私たちは、そもそも原子力空母の配備の撤回を求めています。現実に配備されている以上、最低限県民の安全確保のために県知事として日本政府や米軍にしっかりと意見を述べていく必要があると思っています。

そういった観点からまず、これまでも取り上げてきた原子力空母の安全性について、改めて日本政府と米軍にもっと情報を公開するよう求めるとともに最悪の事故を想定した対策を計画するよう求めるべきと思います。

これまで、米軍が示してきた安全性を証明するファクトシートには、原子炉を含め原子力空母の機能の詳細が明らかにされていないだけでなく、万が一の事故の際にどのような対応がされるのかなどの詳細も示されていません。これでは安全性の証明とはなりません。さらに、米軍は事故が起こっても基地の外に放射能が出ることはないとしています。なぜ放射能が基地の外に

出ないかの説明は全くありません。そのため原子力空母は福島第一原発の1号機と同規模の原子炉を積んでいるにもかかわらず、住民の避難等は半径1kmが避難、半径3kmは屋内退避となっており、避難の対象範囲があまりにも小さい状況で住民の避難計画すらありません。

日本の原発では、事故の際に半径5kmと半径30kmの範囲で住民の避難計画を策定することが義務づけられていることを考慮すれば、あまりにも不十分な災害対策計画となっています。

再配備に際して、改めて原子力空母の安全性の詳細について説明を求めるとともに最悪の事態を想定した事故対策と住民の避難計画を策定することを国に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。また、少なくともそれらの計画や対策が示されないのであれば、原子力空母の配備をやめるよう国と米軍に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

次に新たに艦載機として配備されるオスプレイについてです。ご存じの通り、オスプレイは近年事故が多発し、昨年11月には屋久島沖でアメリカ空軍のCV-22Bオスプレイが墜落し、乗組員8人全員が死亡。今年10月27日にも沖縄県の与那国島で陸上自衛隊のオスプレイが離陸時にバランスを崩して地面に接触する事故を起こしています。そもそも事故原因となった構造上の問題は解決されておらず、アメリカの国会議員からも飛行を禁止するよう求められている状況です。このように危険性が回避されていない中で原子力空母に配備されれば、米海軍横須賀基地や厚木基地に頻繁に飛来することで住民への危険性が増すこととなります。オスプレイが頻繁に飛来することについて少なくとも知事として構造上の問題が解決され、安全性が確立されるまでは、飛行を中止するよう国と米軍に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

## 5 米軍以外の外国軍の軍人による事件・事故などの対応について

2015年の安保関連法の成立以後、米軍以外の国の軍艦などの寄港や自衛隊との合同の訓練が増えています。

本年10月9日に日本共産党県議団が党県委員会や他の団体と一緒に日米共同統合演習（キーン・ソード 25）の訓練中止と安保関連法の撤回を防衛省に申し入れた際、近年米軍以外の国の軍隊の寄港や訓練が増えていることについて防衛省に情報の開示を求めました。その後防衛省が提出した資料によると米軍以外の国の軍隊が、神奈川県内の自衛隊基地を使用したのは、安保関連法の成立後の2016年以降で15カ国に上ること、基地を使った共同訓練が計28回行われていることが分かりました。国別でみると、オーストラリアの10回が最多で、次いでインド8回、カナダ6回、韓国5回、シンガポールとドイツ、イタリアが3回、イギリスとオランダ、インドネシア、フランスが2回などとなっています。使用されているのは、海上自衛隊横須賀基地（横須賀市）と厚木基地（綾瀬市、大和市）。訓練区域は関東近海だけでなく、東シナ海や沖縄・九州周辺など広範囲に及んでいます。

防衛省は外国の軍隊が日本国内の訓練に参加する根拠について「国内法上、憲法73条2号において内閣の事務として明記されている外交関係の処理として行われる」としていますが、軍事活動を「外交」というのはあまりにも憲法をないがしろにした解釈としか言いようがありません。

今回、10月23日から行われた日米共同統合演習には、米軍の他、オーストラリア軍とカナダ軍も参加し、厚木基地を使用した哨戒訓練を行っています。日米共同統合演習では初めてのことです。これはまさに米国の「対中国」戦略に沿って自衛隊施設を多国籍軍の活動拠点とすることに道を開くもので、自衛隊が日本の防衛とは関係のない他国の戦争に参加しようとしている証といえます。

憲法に照らすならば、他国の軍隊が自衛隊の施設を使うことなど想定もされていないし、そもそも憲法は、武力を持たない、武力の行使を禁じている以上、具体的な法律もなしに内閣の事務として処理すること自体が不当だと言わざるを得ません。

神奈川県内の基地を使用した外国軍のうち、一定の法的根拠となる「円滑化協定」を締結しているのはイギリス、オーストラリアだけです。

米軍以外の国の軍人等が事件・事故を起こした場合の刑事裁判権や訓練資材の搬入に伴う税関手続きなどについて防衛省は「個別の取り決めで対処している」としてはいますが、詳細は明らかにされていません。

これらのことについて、横須賀市で基地問題に取り組む呉東正彦弁護士は、「そもそも憲法に違反しているのに、憲法を根拠とするのは詭弁（きべん）であり、法的根拠はない。刑事裁判権は国民の権利に関わる問題であり、個別に取り決めるのではなく国会議決が必要であり、少なくとも取り決め内容を公表すべきだ」としんぶん赤旗の取材に答えています。

このような状況をそのままにしておくことは、法治国家とは言えません。米軍以外の国の軍隊が寄港もしくは使用しているのは神奈川県の自衛隊施設です。

本来はこのような自衛隊施設の使用はやめるよう求めるべきと思いますが、最低限、県として米軍以外の国の軍人等の扱いについてどのように取り決めがされているのか、また、万が一の事故や事件があった際にどのような対応がされるのかについて、国に確認する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

## 6 神奈川版ライドシェアの実施を中止することについて

県は4月から三浦市で神奈川版ライドシェアの実証実験を始め12月16日で終了を迎えます。

実施から11月10日までの結果については11月22日の県の検討会議の資料によると、契約したドライバーは現在14名、稼働台数は延べ458台で1日平均2.2台、利用実績の総数は767回で1日平均3.7回、事故・トラブル0件のことです。また、利用実績のうち土曜日の利用が272回、金曜日の利用が199回で61.4%となっています。1回の乗車料金の平均は3500円で、ドライバーの1回の収入はその内の約半分である1700円程度になり、1回のシフトでは約3000円の収入となるということです。

このような状況から、今後の実施について県と三浦市は実証実験と同じ方

式で事業を行うこととし、三浦市が実施主体となって委託費を支払うとともに1回のシフトで400円の手当を支払うこととしています。

しかし、そもそもタクシー運転手の労働組合などからは、輸送の安全にかかる責任とコストを軽視していることが指摘されるなど、導入に反対が示されています。安全性の問題でいえば、タクシーには、過労運転防止のため運転者の拘束時間や休息期間（勤務と勤務の間隔）が規制されているほか、兼業やアルバイトも禁止され、軽自動車の運行も認められていません。また、賃金や労働条件についても、現在のタクシー運転手の賃金が低い中でさらに賃金と労働条件の悪化につながるようなものと指摘もされています。

今回の実証実験でも明らかなようにライドシェアのドライバーには最低賃金も保障されず、低い報酬となっています。この状況を考えれば、極めて低い報酬で働く労働者を公共が率先して進めるような取り組みを行うことはやめるべきと思います。

県としてライドシェアの導入をやめ、地域の公共交通を守る観点からの支援策を講じる必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

## 7 訪問介護事業所等への県としての支援制度の創設について

本年4月から介護報酬が改定され、訪問介護事業における報酬が減額されましたが、この半年で大きな波紋が広がっています。

7月4日の東京商工リサーチの発表では、2024年上半期（1-6月）の「介護事業者」の倒産は81件（前年同期比50.0%増）。介護保険法が施行された2000年以降、最多件数を更新しました。これまでの最多は、コロナ禍の2020年の58件だったとのこと。

業種別では、「訪問介護」が40件（同42.8%増）、デイサービスなど「通所・短期入所」25件（同38.8%増）、「有料老人ホーム」9件（同125.0%増）で、主要3業種そろって上半期での最多を更新しています。これらの要因としては、介護報酬の改定や人手不足、物価高の影響が大きいとされていますが、特に地域に根差した小規模の訪問介護事業所からは、もうやっていけないと

の声が届いています。

このような中、東京都世田谷区は9月、区内にある高齢者・障害者施設への緊急安定経営事業者支援給付金の支給を決め、11月から給付金の申請の受け付けを始めています。

給付の対象となるのは、区内に262ある訪問介護等事業所のほか、居宅系サービス事業所、通所・入所系の高齢者施設、障害者施設などです。このうち訪問介護事業所には1事業所あたり88万円が支給されます。

区の担当者は、訪問介護の基本報酬の引き下げを受け、苦境にあえぐ事業者が区内でも増えているという実態を踏まえ、「事業者に給付金という形で支給することにした」と説明しているとのこと。

このように、自治体として地域の介護事業を守る手立てをとることが今重要ではないでしょうか。

まずは、国に対して訪問介護事業の苦しい状況を示しながら、訪問介護事業の報酬を早急に引き上げるよう求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。また、県として地域の介護事業を守るために世田谷区で行っているような支援を県全体で実施できるように、早急に県として支援制度を検討するべきと思いますが、知事の見解を伺います。

## 8 災害発生時の医師の居住地での活動について

災害発生時、緊急的な対応が必要となるため県は国の防災基本計画に基づき地域防災計画を策定し、様々な団体と協定を結ぶなどの対応を図っています。

災害時の医療救護活動では、災害拠点病院を定め、救急患者の受入れを行うほか、県医師会や県病院協会など医療関連団体と協定を結び、災害時の医療体制を作っています。災害発生時の初動では災害派遣医療チームDMATが派遣されるほか、県の協定に基づき医療救護班が医師会によって編成されるなどとなっています。このような救護体制をとることになるとはいえ、一般病院や救護所、避難所での医療活動も必要となり、それらは地域の診療所な

どに勤務する医師が担うこととなります。しかし、地域の病院や診療所などに勤務する医師については勤務地と居住地に距離がある場合もあり、勤務時間外で災害が発生した場合などは勤務している医療機関よりも居住地で活動する方が合理的な場合もあるのではないのでしょうか。

医師の居住地での活動を行うには、各市町村との連携が必要であり、事前に地域にどのような医師がいるのか、災害時の医療活動に従事できるかなどを把握し、各市町村で登録などを行うことも必要と思います。

まずは、災害時に医師が居住している地域での活動が可能かどうかなどについて市町村、県医師会、郡市医師会などと連携し、検討を行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

## 質 問 趣 意 書 提 出 書

知事、教育長及び選挙管理委員会書記長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 1 2 月 3 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 すとう 天信

## 【1】18歳（成人）を迎えた高校生世代への暴力や虐待に対する切れ目のない支援

近年、児童相談所（児相）における児童虐待相談対応件数は顕著な上昇傾向にあり、児童虐待をめぐる報道への社会的関心も高まる中、本県でもこれまで児童相談所の機能強化に取り組んできたものと承知しています。

国の児童福祉法にしたがい設置される児童相談所では、対象者は18歳未満の児童とされ、この規定により、在学中に成人を迎えた生徒は、その日を境に児童相談所による相談や保護等の支援を受けることが制度上できなくなります。このことは、実質的に親の保護下にある高校生世代の中において、たとえ同じ学年・世代であっても、公的支援の在り方に違いのある状況を生じさせています。高校等に在学しながら成人を迎えた生徒は、ある種の「制度のはざま」にある存在といえます。

一方で、令和6年4月に施行された「改正児童福祉法」においては、困難を抱える若者への継続的な支援の必要性の観点などから、児童養護施設や里親家庭で育つ若者の自立支援にかかわる年齢制限（原則18歳、最長で22歳まで）が撤廃されました。さらには、虐待を受けるなどして施設に入所し高校卒業などに合わせて退所した、いわゆる「ケアリーバー」に関しても、年齢にかかわらず自治体が適切だと判断する時期まで支援が受けられることとなりました。

家庭内の暴力や虐待に直面してきた若者層においても、それまで抱えてきた問題や困難が、成人を境ににわかにならなくなることは考えられません。児童相談所においては、窓口対応に依然として年齢制限があるなか、制度上の「18歳の壁」を撤廃しようとする、改正児童福祉法における国の動きを踏まえれば、在学中に18歳を迎える若者層に対しても、制度の切れ目が支援の切れ目となることのないよう、しっかりとした対策を進めていく必要があると考えます。

現在、家庭内の虐待や暴力といった複雑・困難な問題を抱えた高校生世代などの若者層にとって、主たる相談窓口は児童相談所です。そして、そうした若者層や家族をめぐる情報が、最も集約されているのもまた児童相談所です。これらを考え合わせると、児童相談所はその専門性を生かし、各種関係機関等との連携強化・綿密化などを通じ、制度のはざまにある若年層への、より切れ目のない適切な公的支援の実現を、積極的に目指していくべきと考えられます。

そこで以下、知事に質問します。

1. 令和4年の成年年齢引き下げ以降、在学中に成人を迎えた生徒が、本県の所管する児

童相談所による支援や保護を必要とし、相談を求めた事例があるか。また、ある場合、これまで県として具体的にどのような対応をおこなってきたか、伺います。

2. 児童相談所に直接寄せられた虐待・暴力に関わる相談に関して、これまで対象者が高校生であっても、成人であった場合には、児童相談所としてケースファイルを作成する等の記録や、制度化された情報共有は行われてこなかったものと側聞しています。

しかしながら、在学中に成人を迎えた高校生のように、制度のはざまとなる世代からうけた相談事例に関しては、児童相談所としてその内部で適切に記録をおこない、また他機関等につないだ場合でも、その結果に関して当該機関と情報共有ルールを確立するなど、記録と情報共有の面における対応強化を進めるべきと考えます。この点に関して、所見を伺います。

3. 令和6年4月施行の改正児童福祉法の流れを踏まえれば、暴力や虐待といった問題に直面する若者層に対して、「18歳の壁」のような制度のはざまを生まない、切れ目のない支援を実現していくことが重要であると考えます。今後本県としての、こうした課題に対しどのように取り組みを進めていく考えか、所見を伺います。

## 【2】障がい者の投票支援の一環としての「投票支援カード」の普及促進

インクルーシブな社会の構築を目指すにあたり、障がい者の政治参加は非常に重要です。そのなかでも、障がい当事者が自らの意思に沿って選挙権を行使するための支援、いわゆる「投票支援」の充実は、一つの政策目標になるものと考えます。

国でも、選挙に先だち各自治体の選挙管理委員会に向けて、障がいのある方に対する投票所での対応例を示すなど、各種投票支援の取り組みを進めており、県もこうした動きを後押ししてきたものと理解しています。

さる10月27日、第50回衆議院議員総選挙が行われました。選挙後、横浜市内在住の障がい当事者やご家族の方々に、投票支援の在り方について伺ったところ、そのなかで複雑な事柄やこみいった会話の理解を苦手とする知的障がいの当事者・ご家族から、投票支援の一つである「投票支援カード（選挙支援カード・ヘルプカードなど）」に関し、その有効性を指摘するご意見を頂きました。

投票支援カードは、投票所での複雑な投票行為に困難を感じる当事者が、必要な支援を事前に記入して持参することで、投票所でスムーズに支援が受けられるようにするもので、支援をする側・される側の双方にメリットのある仕組みと考えられます。

とくに、事前にダウンロードし準備できることから、必要な支援について当事者と家族がゆっくりと話し合うことができ、当事者にとっては当日の投票行為に対する不安が減少するなど、有効な支援であったとのことでした。

国もこの取り組みを好事例として紹介し、実施をうながしているものの、その作成は市町村の選挙管理委員会の判断にゆだねられています。県の選挙管理委員会は、市町村の選挙管理委員会を支援し、「投票支援カード」のさらなる普及を促進していくべきであると考えます。

そこで以下、選挙管理委員会書記長に質問します。

1. 神奈川県選挙管理委員会として、障がい当事者・ご家族等の意見も踏まえつつ、県としての「投票支援カード」を作成し、市町村の選挙管理委員会との協議の場などで、カードが導入されていない自治体に対し活用を促していくなど、「投票支援カード」を普及させていく取り組みを進めていくべきと考えますが、所見を伺います。

### 【3】県立高等学校における一人一台端末の整備

県立高等学校では、2022年度入学生から、一人一台端末の導入・活用が進められています。しかしながら、小中学校の義務教育課程とは違い、端末の購入は全額保護者負担となっています。一部市町村をのぞき、端末の購入に充当する補助制度がないため、新入生は、制服等の入学準備に加えて端末の購入代金という大きな負担が課せられることになりました。

神奈川県学校基本統計によると2023年に中学校を卒業した子の高校等進学率は99.2%。高校等へ入学することが一般的な状況でありながら、家庭への援助は高校入学を境に大きな差が生じています。授業料に充当される就学支援金はありますが、授業料を除いても、入学時は、制服、体操着、靴、かばん、部活動にかかる費用もあわせれば10万~20万円はかかります。その上3万~7万程度の端末代金は非常に大きな負担です。さらに昨今の物価上昇が家計へ追い討ちをかけている状況もあります。また、端末が保護者負担であることを入学するまで知らないケースもあると聞いています。

神奈川県では、一人一台端末の小中学校同様の負担を国に要望するとともに、県教育委員会では、端末の準備が難しい生徒に対しては、端末を貸し出すことで対応していると承知しています。現時点では、国による補助がない中で、それが実現するまでは、入学前または入学説明会時に、端末の準備を求める際には、同時にこの仕組みがあることをしっかり周知し、安心して利用してもらうよう配慮が必要です。

そこで以下、教育長に質問します。

1. 県立高等学校の一人一台端末の整備について、国への要望を行っているとは承知しています。補助制度がない現状については、生徒の学びを支える観点から公の役割が果たされるべきと考えますが、教育長の考えを伺います。
2. 国による整備が進むまでの間、県による補助制度を整備することについて、教育長の考えを伺います。
3. 整備補助対応が進むまでの間、貸与の仕組みをより利用しやすくするため、入学前、入学時の周知を徹底すること、また、気兼ねなく利用できるための工夫と配慮を行うことについて、見解を伺います。

以上。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年12月3日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

## 大学等との連携について

近年、社会課題が多様化し拡大する中で、県庁職員は多忙を極めています。理由は、ギリギリまで切り詰めた職員配置や、働き方改革にもあります。そのような現状で、業務・職務に関わる勉強や研究をする時間の確保すらままならないことと察します。さらに予算が潤沢なわけでもありません。人手が足りない、時間が足りない、予算が足りない、という中で職務を遂行しなければならないのです。そして県庁職員は頑張っているものの、その頑張りにも限界はあります。

あらゆる仕事において勉強や研究は、すればするほど仕事の質は高くなります。しかし県庁の場合は、それ以外の方法をもって、仕事の質を維持し高めることを提言します。その方法の一つとして外部の頭脳を活用することです。

PBL=Problem Based Learning、Project Based Learning、直訳すると「問題解決型学習」「課題解決型学習」。文部科学省が進める「アクティブラーニング」の教育方法です。

PBL とは、課題を学習者が自ら見つけて解決していく過程で、解決および実践能力を育むものです。課題に対する仮説を立て、調査と検証を繰り返します。その過程を重視する学習理論です。

少人数のグループで、課題を解決。課題は、現実の実践場面が多用されます。そして課題解決に向け、情報や資料・文献を集める自発的な学習です。

まさに、政策立案です。

この PBL は、民間企業などへのインターンを通じるなどして、問題解決・課題解決の実践に取り組んでいる事例が多々あります。そしてすでに多方面では、大学と地方行政が連携し、社会問題・社会課題を解決するための事業を進めています。

本県でも民間企業版として、産業労働局が社会課題の解決に取り組む起業初期のベンチャー企業等を対象とした、事業成長に向けた個別伴走支援等を実施しています。

この県庁行政版の推進を提案します。

例えば、県内外の大学および大学院に対し、本県が抱える行政および社会の課題や問題を提示し、その解決策を共同研究につなげ、さらに政策立案にまで昇華させる PBL の活用です。

学生・院生たちは、自分たちのキャリア・実績になるだけでなく、将来の自分たちに直接関わる諸問題を取り扱うことになり、真剣に取り組んでくれることと確信します。

またコンサルへの委託ではないため、実費プラス謝金ほどの予算でも実行可能だと考えます。

現在、本県では「県と大学との連携事業」を多岐にわたり実施しており、すでに多くの大学が協力してくださっています。また県内には、大学だけでなく、民間企業や NPO など、課題の解決につながる知識や手段を有する民間セクターが数多くあります。そうした民間セクターと連携して課題解決に取り組むことで、県職員の資質向上にもつながるのではないかと考えます。

そこで知事にお伺いいたします。

- 本県が抱える課題や問題を提示し、県内外の大学および大学院をはじめ、民間企業や NPO 等を含めた民間セクターと連携し、協働して課題解決する取り組みをさらに推進すべきと考えますが、ご所見を伺います。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 1 2 月 3 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 松長 泰幸

## 「103 万円の壁の引き上げ」の神奈川県への影響について

これまでも議論されてきましたいわゆる 103 万円の壁が先の総選挙を通じて国政の大きな課題となってきた、今国会の首相の所信表明演説でもその引き上げが明言されました。

一方、財務省からは、103 万円から 178 万円に引き上げられると国と地方の税収減が 7 兆 6 千億円などと厳しい指摘がされています。

これに対して、全国知事会ではこの税収減に関しての反発も小さくないようであります。

他方、国民からはこうした減税施策に関して、概ね賛成する声が聞こえています。

こうした減税施策は、どうしても税金を取る側と取られる側では、意見は相反しがちであり、どちらのポジションから見るかによって、そのスタンスは変わるのだろうと思います。

しかし、マクロ経済的には、減税額を示すのであれば、それにとまなう所得増によつての経済効果も同時に試算して出さなければ、公平な判断はしづらいのではないかと考えます。

我が国の租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率は、財務省の発表によると令和 6 年では約 45%とのことであり、もちろん、他にも指標はありますが、すでに国民にとってはこれ以上の増税はなかなか受け入れられないと感じています。

確かに、行政サイドから見ますと税が増えればそれだけ権限も増え、やれることも増えるのでウエルカムなのは、分かります。

しかし、税が潤沢であれば誰でも良い政治はできるでしょう。むしろ、税収が厳しい中でこそ、政治の手腕が問われるのだろうと考えます。

そこで、まず、知事は今回の「103 万円の壁の引き上げ」について、どのように考えているのかお伺いします。

次に、今回の「103 万円の壁の引き上げ」が行われた場合、神奈川県ではどの程度の減収影響が見込まれているのか、また、減収影響が生じた場合、どのように対応していくのか、併せてお伺いいたします。

## 海業と藻場再生のさらなる推進について

近年の気候変動に伴う海洋環境の変化等により、本県の漁獲量は減少傾向にあり、それにともなって漁業者の経営は苦しくなっています。

こうした状況において、県は、漁業者の所得の向上を図るため、栽培漁業の推進や資源管理の強化に加え、最近では、漁業者が観光やレジャーなどの他の産業と連携して、漁港や海辺などの多様な地域資源を活用して収入を得る「海業」を積極的に推進していることは、高く評価されます。

首都圏に位置し、交流人口や他の産業との接点が多いという本県水産業のメリットを活かした海業のビジネスモデルを創出するため、県は今年度、かながわ海業モデル創出事業を実施し、県内各地から地域の特性を活かした海業の取組を募集しました。この事業に採択された海業の取組は、「藤沢市における海藻養殖とダイビング事業の取組」、「三浦市におけるマガキの養殖と販売の取組」、「逗子市における教育機関と連携した体験漁業の取組」の3つです。

その中の1つである、私の地元藤沢市での取組では、漁業者が、地元の環境保全活動等に取り組みNPO法人や藤沢市と連携し、子ども達を対象としたワカメ養殖の体験事業や、一般市民を対象としたダイビング事業の実施に向けて、片瀬漁港の一角に海藻を育成するための水槽や、ダイバーが利用する空気ボンベや充填用のコンプレッサーなどの導入が進められています。

また、取組の一環として、11月10日に『江の島の海を守ろう』フェスタが開催され、水中ドローンの操作や海の生き物に触れるタッチングプールなど様々な体験プログラムを通じて、多くの参加者に、海の環境問題や我々に魚を提供している漁業の大切さを知ってもらう機会を提供しています。

さらに、近年問題となっている磯焼け対策として、海藻を育成する水槽やダイビング施設を活用し、海藻を海に移植する藻場再生の取組も計画しており、有意義に事業が進んでいることを実感しました。

漁業者の所得の向上を図るとともに、藻場再生を推進していくためにも、こうした取組に対し県は継続的に支援をしていく必要があると考えます。

そこで、お伺いしますが、県は今後どのように海業を推進していくのか、また、磯焼けを防ぐために藻場の再生の取組をどのように推進していくのか、知事のご見解をお伺いいたします。

質 問 趣 意 書 提 出 書

教育長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年12月3日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 谷 和雄

## 「子どもの読書活動の推進について」

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を進めることが基本理念として定められており、国と各都道府県や市町村がこの理念に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組んでいることは承知しています。

そうした取組により、全国学校図書館協議会が今年の6月に実施した調査のデータを見ると、児童・生徒の1か月間の平均読書冊数は、法律制定後は増加傾向にあり、1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合は減少しています。

一方、一般財団法人出版文化産業振興財団の調査によれば、今年8月末時点で全国の27.9%の市町村が、書店が一つもない「無書店自治体（市町村）」になっており、インターネット書店や公共図書館はあるものの、子どもたちが地域で本に触れる機会は減っています。

さらに、民間の研究機関が大学と共同で実施している調査によれば、携帯電話やスマートフォンの1日当たりの利用時間は、平成27年から令和5年までの8年間で、小学4年生から6年生が20分増えて31分に、中学生が46分増えて89.4分に、高校生が40分増えて136分になっていることが明らかになっています。

スマートフォンは、素早く手軽に情報を入手できる非常に便利なものです。SNSのように、単純化された情報を短い文章で端的に伝達されることで得られる情報もたくさんあるでしょう。

しかし、SNSの刺激的な短文は、瞬間的な感情に結びつきやすく、デジタルは紙に比べて記憶に残りにくいとも言われております。

それに比べて、本を読む事は、新しい知識を得るだけでなく、登場人物に感情移入して喜怒哀楽を共にしたり、深く考えて内省したりすることで、子どもたちの人格形成にも大きな影響を及ぼすものではないでしょうか。

他者に共感し、相手の心を慮り、お互いの思いや考えを伝え合う心を育むためには、今後も、読書は大切なものであり続けると考えます。

そこで、教育長に伺います。子どもの読書活動の推進に、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

## 「県立高校の再編・統合について」

現在、人口減少に伴い、様々な分野において、事業の継続に向けた組織の改革、再編について議論がなされ、取組を進めていると認識しています。

教育分野においても例外ではなく、本県においても、県立高校改革実施計画に基づき、県立高校の再編・統合に取り組んでいるものと承知しています。

県立高校は、どの地域においても、生徒の通学利便性などに配慮した適正な配置がされており、私自身もかつて、県立の工業高校で学び、その恩恵にあずかった一人であります。

さて、今回の県立高校改革実施計画のⅢ期計画では、県西地域においては、小田原城北工業高校と大井高校が、令和8年度に再編・統合され、新校が開校すると聞いております。

小田原城北工業高校は、以前に比べ、工業科の中の学科の数は減少したものの、再編・統合後の新校は、工業科と普通科を併置する学校になり、これからも継続して、専門性の高い人材の育成がなされるものと嬉しく思います。

また、これまで大井高校において取り組んできた、福祉教育やクリエイティブスクールとしてのきめ細かな学習指導の取組も、新校において共有し、これからの時代に沿った、より幅広い教育が繰り広げられるものと、大きな期待をしております。

一方で、工業や農業、商業、水産など、専門性の高い人材を育成する専門学科の県立高校は、生徒数が減少しても、一定程度必要なものであり、その点も考慮した上で、再編・統合を進めていくべきと考えます。

そこで、教育長に伺います。県立高校、特に専門学科について、どのような考え方で再編・統合を進めていくのか、所見を伺います。

## 質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 1 2 月 3 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 小川 久仁子

## 就学前児童の状況把握について

私は、ほぼ毎年、県内各市町村におけるゼロ歳児から5歳児までの就学前状況を、年齢別に幼稚園、保育園、認定こども園等別に把握しています。今年度は、都道府県が法定計画として都道府県子ども・若者計画（仮称）を策定中ですので、神奈川県の子どもの就学前児童の推移を把握すべく、平成26年度、すなわち10年前の状況と比較してみました。改めて驚いたのは、児童数の大激減です。ゼロ歳児から5歳児までの児童数がだんだん減っていくのは少子化傾向として把握はしていたものの、改めて数字を確認すると、大きなショックを受けます。

県内各市町村においても、ほぼ足並みをそろえて、5年度から6年度にかけて、就学前児童について当該家庭に対してアンケート調査を行ったことが各ホームページにおいて確認できます。それをチェックすると、各市町村がしっかりと子育て家庭のニーズを把握しようとしていることがわかります。その各市町村からの意見を受け、本県こども計画を策定中であるのだと推測しています。市町村によっては児童数の変化にも大きな相違があります。

そこで、平成26年4月時点のゼロ歳児童数と令和6年4月時点のゼロ歳児童数を比較してみました。全県比較では、  
平成26年を100%とすると  
令和6年 75.8%  
具体的数字では、  
平成26年 77267人、  
令和6年 58580人です。

各市町村を比較してみると、全県平均値75.8%以上の市町は「川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、寒川町、大磯町、大井町、開成町」10市町です。

横浜市でさえ、75.5%となっています。唯一海老名市はゼロ歳児童数が26年1114人、6年1125人と10年前より増加しています。まちづくり施策、人口動態、工業団地の設置、交通事情の変化等、様々な要因が児童数増加に影響していることが推測可能です。この相違点について、調査分析することは少子化対策としては非常に重要なことと考えます。まちづくりと児童数推移の関係を調査し、様々な要因を県として分析し、市町村との意見交換も行い、少子化対策としての研究を行うことは、これからの少子化時代にとって県の施策の基本要因として、重要なポイントになりえると考えます。

そこで知事に伺います。

県として、少子化対策として、児童数の推移と市町村のまちづくり・子育て施策、地域環境の推移などの関係をこれまでとは異なる視点で調査分析し、少子化対策の強化拡充に、役立てる必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

次に、認定こども園について伺います。

幼稚園と保育園の就園率を全県4～5歳児で総合比較してみます。

平成26年 幼稚園 64.31% 保育園 30.04%

令和6年 幼稚園 39.91% 保育園 43.61% 認定こども園 6%

と、なっております。幼稚園・保育園の就園率は10年間で逆転しています。いかに、保育園需要が高まっているかが、よくわかります。にもかかわらず、教育と保育を融合した理想的な施設として創設された認定こども園が意外に設置数が増加していません。

この認定こども園については、保育園・幼稚園のそれぞれの認可要件などの相違が障害になっている、無償化と言っても通園にかかる費用の課題などがあると思います。私は幼児教育の重要性という視点から、子育て家庭にとっては認定こども園の増設は非常に重要な子育て支援策になると考えています。今後幼稚園からも保育園からもより多くの園が認定こども園に移行してほしいものです。

そこで、知事に伺います。

現時点において、認定こども園の設置数が意外に少ないと考えますが、その要因をどのように分析し、今後はどのように対応していくのか、知事の見解を伺います。

次に就学前未就園児について、伺います。

就園率について、総合的に県全体を見ますと、4～5歳児3園等就園率は、

平成26年 94.35%

令和6年 89.54%

とむしろ減じています。

上記の数字を見ると令和6年の4～5歳児の就園率が89.54%です。1割近くの児童12987人が3園に就園していないということになります。

最近幼稚園や保育園でも障害をかかえた子供たちが過ごしていることも多いと聞きます。就園児童数に含まれていないとは考えられません。家庭保育にこだわる方もいらっしゃるかもしれませんが、ベビーシッターだけで保育されている場合もあるかもしれません。また企業内保育を利用している場合もあるでしょう。しかし県全体で12987人という数字は大きいと考えます。3園に就園していない子供たちにどのような行政サービスがアプローチされているのか？大変心配であります。

どの自治体でも、多種多様な子育て施策が展開され、相談窓口が設置されていますが、それは、特に未就園児のためだけではなく、子育て家庭全体への施策であります。未就園児に対してどのような行政サービスがとどけられているのか？把握することは難しい状態ですが、重要であると考えます。

未就園児（乳幼児健診未受診者、不就学児童などを含む）の中には、必要なサービスにつながらず、地域で孤立しているおそれがある子供たちがいると推測できます。

令和3年11月にとりまとめられた「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」の中では、「幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげていくことが必要である。これらの取組を通じ、、、中略、、、小学校から実施される義務教育に円滑につながっていくことが必要である」と提言されています。また、こども基本法などの中でも「誰ひとり取り残さず」育ちの保障をすることが重要であると謳われています。

そこで、知事に伺います。

本県において、就学前児童における未就園児童数が、令和6年4～5歳児総数のうち1割強に及ぶ12987人に達しており、平成26年に比較して5ポイント近く増加しています。こども基本法・こども大綱などでも、未就園児対策としてアウトリーチ支援などきめ細かな支援策が必要と言及されています。が、これまでに公表されている本県の「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の中では、こういう視点が見受けられません。

就学前の未就園児の実態をどのように把握し、今後、どのように対応していくのか、知事の見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年12月3日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 柳瀬 吉助

## 質問趣意書

清進の会  
柳瀬吉助

### 県主導の DX 化、システム共同調達について

近年、デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進が行政改革の鍵となっており、市区町村を含む地方自治体にとっても重要な課題です。しかし、多くの市区町村では、DX を推進するための職員や技術リソースが不足しており、単独での取組には限界があります。そのため、都道府県が主導して市区町村を包括的に支援し、地域全体の効率的な行政運営を実現することが急務と考えます。

東京都では、都の外郭団体である「GovTech 東京」が、AI や RPA の共同調達を主導し 1~5 割ほどの調達コスト削減を見込んでいます。自治体間でデジタルツールを共同調達・開発し、共有・支援する仕組みが注目されています。

これらにより、市町村の負担を軽減しつつ、住民サービスの向上の加速化を図ることができそうです。

本県においても、11 月に神奈川県・市町村 DX 推進フォーラムを開催し市町村との議論を深めていることは評価しますが、より一層の具体的な成果も求められます。

本県においても、「GovTech 東京」等、他自治体の先進事例を的確に吸収し、広域自治体として県主導の取組を強化する必要があると考えますが、県下の DX をどのように加速させていくのか、知事の見解を伺います。